

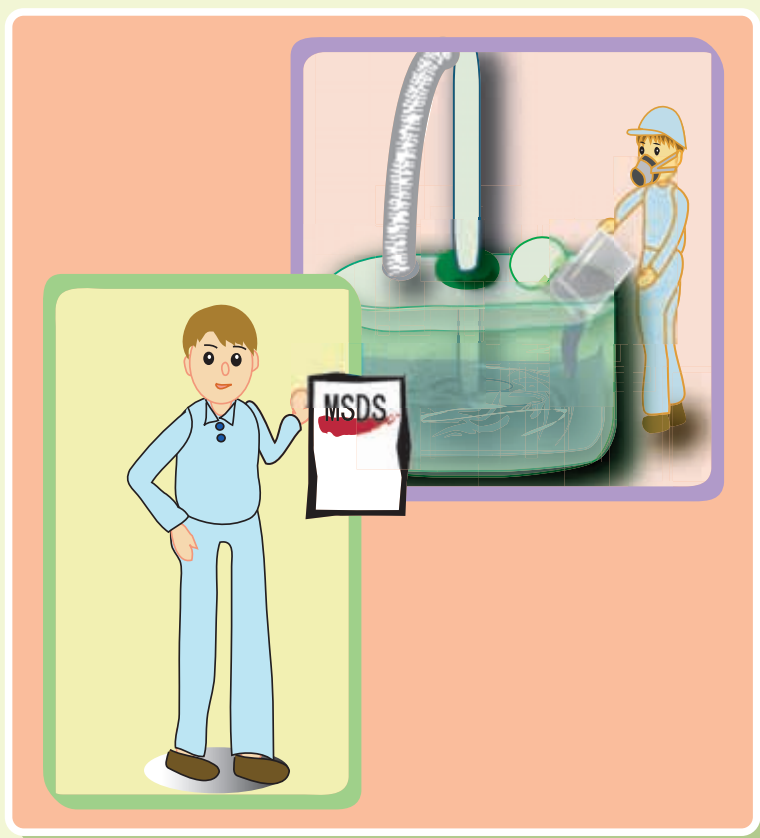
# 平成23年報告版

提出期間：平成24年1月1日～3月31日

## 有害物ばく露作業報告書の書き方

有害物ばく露作業報告の対象物質(14物質)が定められました。

報告対象物について、年間500kg以上の製造・取扱いがある事業場は、例外なく報告が必要です。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 1 報告の目的

「有害物ばく露作業報告」は、ヒトに健康障害を起こすおそれがある物質として国内外で問題視されている物質（以下「報告対象物質<sup>※1</sup>」という）について、事業者自らが、報告対象物質の製造・取扱いの状況等を調査し、その結果を労働基準監督署に報告するもので、法令<sup>※2</sup>に定められた報告です。

厚生労働省では化学物質による労働者の健康障害のリスク評価<sup>※3</sup>を実施しています。リスクの高い作業の把握や、その原因の解析を行い、これに基づき適切な健康障害の防止措置を検討します。報告いただいた情報は、このリスク評価に活用されます。

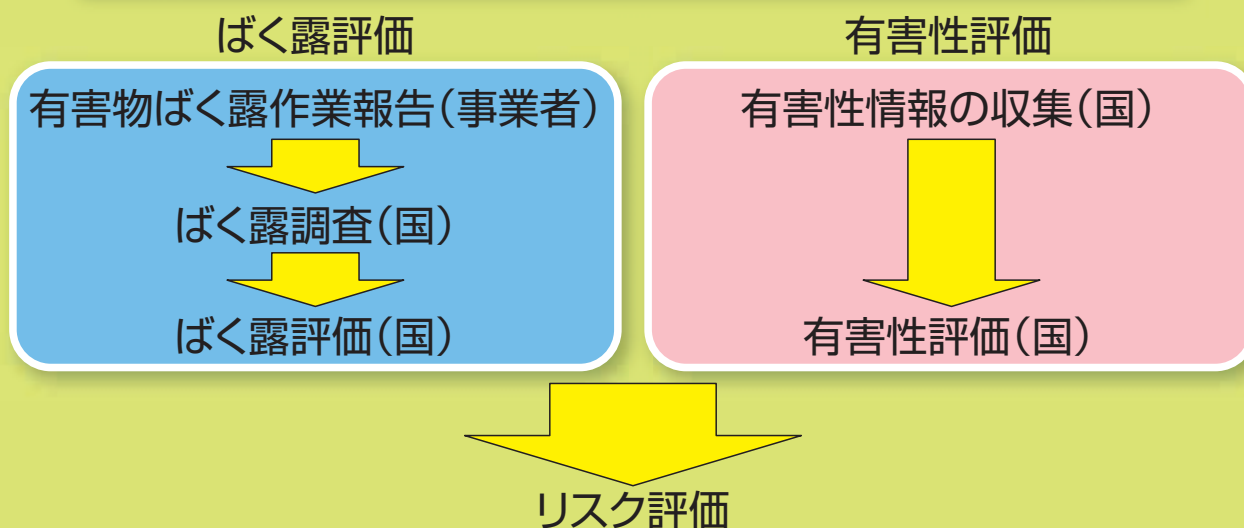
事業者の方々には、当該報告の趣旨をご理解いただき、労働者の健康を守り、また事業者のリスクアセスメントの一環として、有害物ばく露作業報告を提出してください。

※1 各物質の情報はp.3～4を参照

※2 p.11を参照

※3 リスク評価のしくみは、下図を参照

## 化学物質による労働者の健康障害に係るリスク評価のしくみ



リスク評価では、ばく露調査から得られたばく露濃度の最大値と、有害性評価から得られた評価値を比較して問題となるリスクがあるかを評価します。

問題となるリスクが確認された場合には、当該化学物質について健康障害防止措置等の導入が検討されます。

※ 詳細は、「ばく露評価ガイドライン」に記載されております。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0115-4a.pdf>

## 2 報告の概要

### ● 報告が必要な事業者

報告対象期間において、報告対象物質毎に500kg以上\*製造、又は取り扱った作業場における事業者の方は、報告が必要です。

製造、又は取り扱いが少量又は短時間でも、また発散抑制等の措置を講じた場合でも、ばく露の可能性がありますので、すべからく報告してください。

※ 報告対象物質を含有する製剤の場合は、この製剤の「製造、又は取り扱い量」×「報告対象物質の含有率」を計算し、その値が500kg以上になる場合には報告が必要になります。

### ● 報告対象期間

平成23年の1年間（平成23年1月1日～12月31日）の作業について報告してください。

### ● 報告対象物質

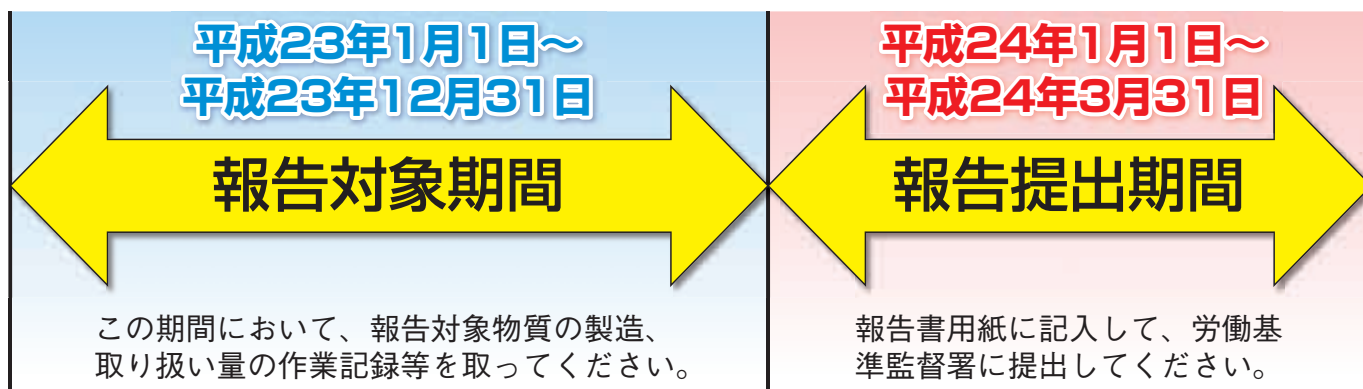
報告対象物質はp3～4の14物質です。

### ● 報告の手順

- ① 報告書の用紙を厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei36/01.html>) からダウンロードして印刷します。最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局からも入手できます。
- ② 「4. 報告書の書き方 (P.5～6)」に従って、報告書を作成します。
- ③ **平成24年1月1日～3月31日**の間に事業場の地域を管轄する労働基準監督署に、報告書を提出してください。

※ 電子申請によって手続きを行う場合は、  
電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>) を参照してください。

## ★報告スケジュール



## 3

## 報告対象物質

|   | 物質名<br>(CAS No)                             | 【コード番号】<br>※報告を要しない含有率 | 主な別名                                          | 有害性情報<br>(生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)                                                                                                                                      | 用途の例                                                   |
|---|---------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 1 | アジピン酸<br>(124-04-9)                         | 【123】<br>1%未満          | ヘキサン二酸、1,4-ブタンジカルボン酸                          | GHS：神経毒性「区分1」<br>・長期又は反復ばく露による自律神経系の障害<br>(ダスト吸入の場合)<br>ACGIH：5mg/m <sup>3</sup>                                                                                     | ナイロン樹脂原料、医薬品原料、分析用試薬、化粧品原料、食品添加物                       |
| 2 | アセトニトリル<br>(75-05-8)                        | 【124】<br>1%未満          | メチルシアニド、エタンニトリル、シアノメタン                        | GHS：神経毒性「区分1」<br>・中枢神経系、呼吸器の障害<br>ACGIH：20 ppm                                                                                                                       | ビタミンB1、サルファ剤の製造原料、ブチレン-ブタンの抽出溶剤、各種原料                   |
| 3 | アニリン<br>(62-53-3)                           | 【125】<br>0.1%未満        | アリニンオイル、アミノベンゼン、フェニルアミン、ベンゼンアミン               | GHS：神経毒性「区分1」<br>・神経系、呼吸器系、腎臓、肝臓、血液、心臓の障害<br>・長期又は反復ばく露による神経系、呼吸器系、血液の障害<br>ACGIH：2ppm<br>日本産衛学会：1 ppm                                                               | 染料・媒染料中間物、ゴム薬品、医薬品、有機合成・火薬原料、各種原料                      |
| 4 | 3-（アルファ-アセトニルベンジル）-4-ヒドロキシクマリン<br>(81-81-2) | 【126】<br>0.1%未満        | ワルファリン                                        | GHS：生殖毒性「区分1」<br>・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ<br>ACGIH：0.1mg/m <sup>3</sup>                                                                                                     | 農薬（殺ソ剤）                                                |
| 5 | イプシロン-カプロラクタム<br>(105-60-2)                 | 【127】<br>1%未満          | イプシロン-アミノカプロラクタム、2-オキソヘキサメチレンイミン、2-アザシクロヘプタノン | GHS：神経毒性「区分1」<br>・神経系、循環器系の障害<br>ACGIH：5mg/m <sup>3</sup> （吸入性粉じん、蒸気）                                                                                                | 合成繊維樹脂用原料（ナイロン-6）                                      |
| 6 | N-エチルモルホリン<br>(100-74-3)                    | 【128】<br>0.1%未満        | 4-エチルモルホリン、1-エチルモルホリン、エチルモルホリン                | GHS：生殖毒性「区分2」、神経毒性「区分2」<br>・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い<br>・長期又は反復ばく露による神経系の障害のおそれ<br>ACGIH：5ppm                                                                            | 香料原料、抽出剤、塗料用溶剤、印刷インキ用溶剤、なっ染用溶剤                         |
| 7 | 塩化アリル<br>(107-05-1)                         | 【129】<br>0.1%未満        | 3-クロロプロペン、3-クロロプロピレン                          | 労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、がんを労働者に生じるおそれのあるものと判断された物質<br>GHS：神経毒性「区分1」<br>・呼吸器、神経系、腎臓、肝臓、心臓の障害<br>・長期又は反復ばく露による神経系、腎臓、心臓、肝臓の障害<br>ACGIH：1 ppm、3mg/m <sup>3</sup> | アリル誘導体化合物、除草剤、殺虫剤などの農薬原料、鎮静剤、麻酔剤などの医薬原料、香料原料、その他有機合成原料 |
| 8 | オルト-フェニレンジアミン<br>(95-54-5)                  | 【130】<br>0.1%未満        | 1,2-ジアミノベンゼン、1,2-ベンゼンジアミン、o-アミノアニリン           | 労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、がんを労働者に生じるおそれのあるものと判断された物質<br>ACGIH：0.1mg/m <sup>3</sup><br>日本産衛学会：0.1mg/m <sup>3</sup>                                               | 農薬、防錆剤、ゴム薬、医薬、顔料の原料                                    |

|    | 物質名<br>(CAS No)                          | 【コード番号】<br>※報告を要しない含有率 | 主な別名                                                           | 有害性情報<br>(生殖毒性評価、神経毒性評価等、許容濃度等)                                                                       | 用途の例                                             |
|----|------------------------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 9  | ジエチレントリアミン<br>(111-40-0)                 | 【131】<br>0.1%未満        | N-(2-アミノエチル)-1, 2-エタンジアミン、3-アザペンタン-1, 5-ジアミン、ビス-(2-アミノエチル)-アミン | GHS：生殖毒性「区分1」<br>・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ<br>ACGIH：1 ppm                                                     | 繊維関係、紙の湿潤強化剤、農薬関係、キレート剤、コーティング材、接着剤、イオン交換樹脂、ゴム薬品 |
| 10 | 1, 2-ジクロロプロパン<br>(78-87-5)               | 【132】<br>0.1%未満        | 塩化プロピレン、二塩化プロピレン                                               | 労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、がんを労働者に生じるおそれのあるものと判断された物質<br>ACGIH：10 ppm                             | テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及び四塩化炭素の原料、金属洗浄溶剤            |
| 11 | ジボラン<br>(19287-45-7)                     | 【133】<br>1%未満          | ボロエタン、ボロンハイドライド、ジボロンヘキサハイドライド                                  | GHS：神経毒性「区分1」<br>・長期又は反復ばく露による呼吸器系、神経系の障害<br>ACGIH：0.1 ppm、0.012 mg/m <sup>3</sup><br>日本産衛学会：0.01 ppm | エピタキシャルシリコンやドーパした酸化シリコンのデポジション、イオン注入のためのP型ドーパント  |
| 12 | 水素化リチウム<br>(7580-67-8)                   | 【134】<br>0.1%未満        |                                                                | GHS：生殖毒性「区分1」<br>・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ<br>ACGIH：0.025 mg/m <sup>3</sup>                                   | 有機合成の還元剤・高純度シリコンの製造                              |
| 13 | ノルマル n-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル (2426-08-6) | 【135】<br>0.1%未満        | n-ブチルグリシジルエーテル、1-ブトキシ-2, 3-エポキシプロパン、2, 3-エポキシプロピルブチルエーテル       | 労働安全衛生法第57条の5に基づく国によるがん原性試験の結果、がんを労働者に生じるおそれのあるものと判断された物質<br>ACGIH：3 ppm                              | エポキシ樹脂、アルキッド樹脂の反応性希釈剤、樹脂農薬等の安定剤、改質剤、分散染料、染色改良剤   |
| 14 | パラターシャリーブチルトルエン<br>(98-51-1)             | 【136】<br>0.1%未満        | p-t-ブチルトルエン、4-tert-ブチルトルエン                                     | GHS：生殖毒性「区分1」、神経毒性「区分1」<br>・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ<br>・長期又は反復ばく露による神経系、血液、肝臓、心臓の障害<br>ACGIH：1 ppm           | ポリマー添加剤、防蝕剤原料、香料・溶剤原料、化学工業用中間体                   |

※それぞれの物質を含有する混合物において、「報告を要しない含有率」に該当する作業については、報告の必要がありません。

#### 【参照】

- ・GHS：「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」（国連勧告）。個々の化学物質について、危険有害性の分類項目ごとに、それぞれの危険有害性の程度を区分し、その区分に応じた絵表示、注意喚起語、危険有害性情報等を表すこととされています。
- ・ACGIH：米国産業衛生専門家会議が勧告値として発表している許容濃度（ほとんどすべての労働者に健康上の悪影響がみられないと判断される濃度）
- ・日本産衛学会：日本産業衛生学会が勧告値として発表している許容濃度（GHS及び日本産衛学会については、最新の厚生労働省モデルMSDSの情報を参照しています。）



## 4 報告書の書き方

- (1) □□□で表示された枠（以下「記入枠」という。）に記入する文字は、光学的文字・イメージ読取装置（O C I R）で直接読み取りを行うので、報告書の用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたりしないでください。
- (2) 記入すべき事項のない欄及び記入枠は、空欄のままにしてください。
- (3) 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記入してください。

「事業の種類」は、日本標準産業分類の中分類に応じて記入してください。

「ばく露作業報告対象物の名称」は、[3]に掲げる報告を行う物（以下「ばく露作業報告対象物」という。）の名称を、「コード」の欄は、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成18年厚生労働省告示第25号）に掲げる区分に応じて該当のコード番号（p3～4参照）を、それぞれ記入してください。「対象年」は723と記入してください。

「対象物等の用途」は、ばく露作業報告対象物又はこれを含む製剤その他の物（以下「ばく露作業報告対象物等」という。）の用途ごとに、別表1（p7）に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。

「ばく露作業の種類」は、ばく露作業報告対象物等を製造し、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業（以下「ばく露作業」という。）について、別表2（p7）に掲げる区分に応じて該当コードを記入してください。ただし、コード30から49までに掲げるばく露作業の種類のいずれにも該当しない場合は、コード50と記入の上、カッコの中に具体的なばく露作業の種類を記入してください。

「対象物等の名称」は、ばく露作業報告対象物等の名称を記入してください。

なお、ばく露作業報告対象物を含む製剤その他の物（以下「対象物含有製剤」という。）の名称については、事業者が当該対象物含有製剤の用途、一般名等をもとに、「めっき液」、「シンナー」、「接着剤」等と適当な名称を記入してください。

「年間製造・取扱い量」は、報告の対象年におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、次のうち該当する番号を記入してください。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合におけるばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1. 500kg未満       | 2. 500kg以上1t未満 |
| 3. 1t以上10t未満     | 4. 10t以上100t未満 |
| 5. 100t以上1000t未満 | 6. 1000t以上     |

様式第21号の7（第95条の6関係）（表面）

82002

有害物ばく露

| 労働保険番号        |            | 事業の種類   |           | 労働者数 |  | 人 |  |
|---------------|------------|---------|-----------|------|--|---|--|
| ばく露作業報告対象物の名称 |            | 名称      |           |      |  |   |  |
| 対象物等の用途       | ばく露作業の種類   | 対象物等の名称 | 年間製造・取扱い量 |      |  |   |  |
| 1             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |
| 2             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |
| 3             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |
| 4             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |
| 5             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |
| 6             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |
| 7             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |
| 8             | 50の場合は具体的に |         |           |      |  |   |  |

年 月 日

事業者職氏名

労働基準監督署長殿

「作業1回当たりの製造・取扱い量」は、作業1回当たりのばく露作業報告対象物の製造量又は取扱い量について、固体は質量を、液体は体積を、気体は当該物質が液化する温度下における当該物質の体積を、それぞれ算出し、次のうち該当するものを記入してください。

なお、対象物含有製剤を製造し、又は取り扱う場合のばく露作業報告対象物の作業1回当たりの製造量又は取扱い量は、当該対象物含有製剤ごとの作業1回当たりの製造量又は取扱い量にばく露作業報告対象物の含有率を乗じて算出してください。

- |                         |
|-------------------------|
| 1. 1kg未満又は1l未満          |
| 2. 1kg以上1t未満又は1l以上1kl未満 |
| 3. 1t以上又は1kl以上          |

(4) 「対象物等の用途」が9以上ある場合には、2枚目を使用してください。この場合に「総ページ」の欄には、報告の総合計枚数を記入し、「ページ」の欄には、総枚数のうち当該用紙が何枚目かを記入してください。

なお、2枚目以降については、「労働保険番号」、「事業の種類」、「労働者数」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「ばく露作業報告対象物の名称」及び「対象年」の欄は、記入をしないでください。

(5) 氏名を記載し、押印するかわりに、署名することができます。

作業報告書

ページ 総ページ  
□□ / □□

|                 |            |          |            |           |                       |
|-----------------|------------|----------|------------|-----------|-----------------------|
| 事業場の名称          |            | 郵便番号 ( ) |            | 電話 ( )    |                       |
| 事業場の所在地         |            | コード □□□  | 対象年        | 7: 平成     | □□                    |
| 作業1日当たりの製造・取扱い量 | 対象物等の物理的性状 | 対象物等の温度  | 1日当たりの作業時間 | ばく露作業従事者数 | 発散抑制措置の状況(右に括弧で記入する。) |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |
| □               | □          | □        | □          | □         | □□ 5の場合は具体的に ( )      |

① 受 付 印

「対象物等の温度」は、ばく露作業時のばく露作業報告対象物等の温度について、次のうち該当する番号を記入してください。

1. 摂氏0度未満
2. 摂氏0度以上25度未満
3. 摂氏25度以上50度未満
4. 摂氏50度以上100度未満
5. 摂氏100度以上150度未満
6. 摂氏150度以上

「発散抑制措置の状況」は、発散抑制措置の状況について、次に掲げるもののうち該当するものを記入してください。ただし、以下の1.から4.までのいずれにも該当しない場合は5.とし、具体的な発散抑制措置の状況をカッコ内に記入してください。なお、2以上の選択肢に該当する場合は、その番号が小さいものから順に2つ選択して記入してください。

1. 密閉化設備の設置
2. 局所排気装置の設置
3. プッシュプル型換気装置の設置
4. 全体換気装置の設置
5. その他

「ばく露作業従事者数」は、当該ばく露作業に従事していた1日当たりの労働者数について、次のうち該当する番号を記入してください。

1. 5人未満
2. 5人以上10人未満
3. 10人以上20人未満
4. 20人以上

「1日当たりの作業時間」は、当該ばく露作業に従事していたすべての労働者の一人当たりの1日間の平均のばく露作業時間数について、次のうち該当する番号を記入してください。

1. 15分/日未満
2. 15分/日以上30分/日未満
3. 30分/日以上1時間/日未満
4. 1時間/日以上3時間/日未満
5. 3時間/日以上5時間/日未満
6. 5時間/日以上

「対象物等の物理的性状」は、ばく露作業におけるばく露作業報告対象物等の物理的性状について、次のうち該当する番号を記入してください。

1. ペレット状の固体
2. 結晶又は粒状の固体
3. 微細・軽量パウダー状の固体
4. 液体(練粉及び液状混合物を含む。)
5. 気体

## 別表 1

| コード | 用途                                                                               |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------|
| 01  | ばく露作業報告対象物の製造                                                                    |
| 02  | ばく露作業報告対象物を含有する製剤その他の物の製造を目的とした原料としての使用<br>(コード11に掲げるものを除く。)                     |
| 03  | 製剤等の性状等を安定させ、又は変化させることを目的とした、触媒として、又は安定剤、可塑剤、硬化剤、難燃剤、乳化剤、可溶化剤、分散剤、加硫剤等の添加剤としての使用 |
| 04  | 溶剤、希釈又は溶媒としての使用                                                                  |
| 05  | 洗浄を目的とした使用                                                                       |
| 06  | 表面処理又は防錆(せい)を目的とした使用                                                             |
| 07  | 顔料、染料、塗料又は印刷インキとしての使用                                                            |
| 08  | 除草、殺菌、殺虫、防腐、漂白、脱臭、剥離等を目的とした使用                                                    |
| 09  | 試薬としての使用                                                                         |
| 10  | 接着を目的とした使用                                                                       |
| 11  | 建材の製造を目的とした原料としての使用                                                              |
| 12  | その他                                                                              |

## 別表 2

| コード | ばく露作業の種類                   |
|-----|----------------------------|
| 30  | 印刷の作業                      |
| 31  | 掻(か)き落とし、剥離又は回収の作業         |
| 32  | 乾燥の作業                      |
| 33  | 計量、配合、注入、投入又は小分けの作業        |
| 34  | サンプリング、分析、試験又は研究の作業        |
| 35  | 充填又は袋詰め作業                  |
| 36  | 消毒、滅菌又は燻(くん)蒸の作業           |
| 37  | 成型、加工又は発泡の作業               |
| 38  | 清掃又は廃棄物処理の作業               |
| 39  | 接着の作業                      |
| 40  | 染色の作業                      |
| 41  | 洗浄、払拭、浸漬又は脱脂の作業            |
| 42  | 吹付け塗装以外の塗装又は塗布の作業          |
| 43  | 鑄造、溶融又は湯出しの作業              |
| 44  | 破碎、粉碎又はふるい分けの作業            |
| 45  | はんだ付けの作業                   |
| 46  | 吹付けの作業                     |
| 47  | 保守、点検、分解、組立又は修理の作業         |
| 48  | めつき等の表面処理の作業               |
| 49  | ろ過、混合、攪(かく)拌(はん)、混練又は加熱の作業 |
| 50  | その他                        |

(注意) 用途が同一であるばく露作業報告対象物等について、作業の種類、対象物等の名称、1回当たりの製造・取扱い量、物理的性状等(年間製造・取扱い量及びばく露作業従事者数を除く)のいずれかの報告の内容が異なる場合又は成分が異なる場合は、これらのばく露作業報告対象物等の用途は、それぞれ別の用途として段を分けて記入してください。



**【報告の必要性】**

問1 報告した情報は、どのように利用されるのですか。

(答) 労働者の健康被害を防止するための、国が行う化学物質のリスク評価に利用されます。リスク評価の状況、結果については、厚生労働省ホームページ等で公表します。なお、企業ノウハウ等に該当する情報は公開されることはありません。

問2 局所排気装置を設置したり、呼吸用保護具を着用しているのに、報告対象物質を吸い込んでいないと思いますが、報告する必要がありますか。

(答) 報告は必要です。本報告は、法令に基づき、報告対象物質を年間500kg以上製造、又は取り扱うことによりばく露するおそれのある作業に従事させた場合に必要とされていますが、ばく露については発散抑制等の措置を講じた作業や短時間の作業であっても、ばく露が無いと判断できない場合が多いため、500kg以上の取扱いがある場合には、報告が必要です。

問3 輸入代行を業としており、書面の手続きのみを行い、直接報告対象物質を触らない場合には、報告する必要がありますか。

(答) 報告対象物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散によるばく露がないことが前提ですが、報告は不要です。

問4 報告対象物質が工場プラント内で密閉化された状態で化学反応が進む場合や冷媒等として密閉化状態で使用される場合に報告する必要がありますか。

(答) 報告は不要です。ただし、冷媒等の定期的な補充・交換、対象化学物質のサンプリング、反応槽、配管等の清掃・点検等の作業の場合は、報告が必要です。

問5 昨年の平成22年報告版で報告対象であった43物質（2-アミノエタノール等）については、引き続き報告する必要がありますか。

(答) 平成22年度報告版の43物質については、平成23年報告対象には該当しないことから、24年1月以降に引き続き報告する必要はありません。（22年1月1日から同年22年12月31日までの1年間に行われた作業を23年1月1日から同年3月31日までの間に報告する必要があります。）

問6 報告対象物質を輸送する作業や、倉庫で保管する作業についても、報告する必要がありますか。

(答) 報告が必要な場合があります。例えば、輸送におけるタンクローリーから貯蔵タンクへの受け入れ作業や、倉庫における貯蔵タンクへの充填作業などにおいて、漏えいによってばく露の可能性が無いと判断できない場合が多いためです。ただし、堅固な容器に充填され開封せずに移動させるのみの場合など、外に漏れるおそれが一切ないと判断される作業については報告する必要はありません。

問7 報告対象物質を試験研究用に使用していますが、報告は必要ですか。

(答) 対象期間における報告対象物質の製造又は取扱量が500kg以上の場合には、試験・研究における作業であっても、報告が必要です。

問8 「オルトフェニレンジアミン」が報告対象物質とされていますが、異性体の「メタフェニレンジアミン」や「パラフェニレンジアミン」は報告する必要がありますか。

(答) 報告は不要です。

**問9 農薬・殺虫剤・消毒剤の成分として対象物質が入っている場合、報告の必要がありますか。**

(答) 成分として報告対象物質が入っている場合には、当該成分に換算した製造又は取扱い量が500kg以上となる場合に、それらを製造、運搬、販売、使用する事業者は報告が必要です。また、農業経営者が雇用した労働者に農薬等を使用させた場合も必要です。ただし、農業経営者自らが農薬を使用する場合は報告は不要です。

**問10 リスク評価結果は、報告した事業者にフィードバックされるのですか。**

(答) 報告件数が数万件に及ぶことから、報告した事業者個別に直接リスク評価結果をフィードバックすることは困難ですが、事業者の方から照会をいただいた際には回答させていただきます。なお、照会は厚生労働省化学物質評価室（03-3502-6756）までお願いします。

## 【報告の様式や記載方法など】

**問11 昨年から報告書様式が変更されていますが、何が変わったのですか。**

(答) 報告項目と報告対象期間が見直されました。  
報告項目は、2項目（「作業1回当たりの製造・取扱量」、「1日当たりの作業時間」）が追加され、4項目（「製剤等の製造量又は消費量」、「含有率」、「月当たりのばく露作業への従事時間」、「保護具の使用状況」）が削除されました。  
また、「報告対象期間」の記載が「年度」から「年」になりました。

**問12 昨年から新たな様式に変更されていますが、以前の様式は使用できますか。**

(答) 以前の報告書様式は使用できません。お手数ですが、厚生労働省HPからダウンロードするか、都道府県労働局、労働基準監督署から様式を入手してください。

**問13 同じ労働基準監督署管内の地域にある複数の工場における作業をまとめて報告書に記入することはできますか。**

(答) まとめることはできません。地域を管轄する労働基準監督署管内に複数の工場があっても、工場別に報告書を作成する必要があります。  
なお、工場内に複数の作業場がある場合には、工場単位で報告することが可能です。

**問14 「作業1回当たりの製造・取扱量」の作業1回当たりとはどのようなものですか。**

(答) 作業1回とは、ばく露作業を開始してから当該ばく露作業を中止又は終了するまでの間を意味します。  
例えば、作業Aが20分連続して行われ、その後、休憩又は別の作業で中断された後、作業Aが10分連続して行われるような場合は、作業Aは2度実施されたことになります。そのときの製造・取り扱量については作業時間に拘わらず、製造・取り扱量の多い量を記入してください。

**問15 同じ作業であっても、作業や製品（ロット）ごとに、対象化学物質の含有率や取扱量が変わる場合、「作業1回あたりの製造・取扱量」はどのように算出すればよいですか。**

(答) 「作業1回あたりの製造・取扱量」は報告対象物質の「含有率」×「取扱量」で算出してください。作業や製品（ロット）ごとに、含有率や取扱量が変わる場合には、これら作業の中で算出された値のうち、最大の量を記入してください。

**問16 表示やMSDSに記載された報告対象物質の含有率に差がある場合、「作業1回あたりの製造取扱量」の算出に用いる含有率はどのように求めたらよいですか。**

(答) 含有率に差がある場合は、その平均値等を用いて算出してください。

## 【リスク評価】

問17 提出された報告を使用して、どのように化学物質のリスク評価が行われるのですか。

(答) 化学物質による労働者のリスクとは、「化学物質の有害性の強弱」と「労働者が作業を通じて化学物質にさらされる量の多少」によって決まります。化学物質の有害性（毒性）を評価して評価値を定めるのが「有害性評価」であります。一方、作業を通じてどのくらい対象物質を吸入したり、吸収するかを評価し、ばく露量を推定するのが「ばく露評価」です。提出いただいた報告は、この「ばく露評価」に活用されます。「有害性評価」と「ばく露評価」の両者を比較して、問題となるリスクがあるかを評価します。(p.1の図を参照)

問18 ばく露評価において、保護具の装着の有無は考慮しているのですが。また、事業場の選定に当たって、労働者の性別を考慮しているのですか。

(答) 保護具の装着の有無については、ばく露評価において考慮しています。また、今回の報告対象物質は、「生殖毒性」のある物質などを選定しており、性別により影響が異なるような物質を取り扱う場合にあっては、事業場における労働者の男女比等を考慮していく予定です。

問19 日常作業ではないが、年間何回か発生するメンテナンスなど非定期的な作業についてもリスク評価の対象としているのですか。また、500kg未満の少量製造・取扱い作業についてもリスク評価の対象としているのですか。

(答) 非定期的な作業についても、定期的 to 実施されるような作業であれば、リスク評価の対象となります。また、必要に応じて、少量製造・取扱い作業を行っている事業場についても追加してばく露調査を実施することとし、関係業界団体等との連携・協力の下、製造・取扱いに関する情報提供のあった事業場において実施することがあります。

問20 今回の報告書様式は、新たに策定された「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」にあるばく露推定モデルとして活用できるのですか？

(答) この報告書様式は、ばく露推定モデル「コントロール・バンディング」を活用することができます。それにより、労働者に高いばく露作業があるかどうかを推定することができます。平成21年12月に策定した「労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン」においては、作業実態調査の対象事業場を選定する方法として紹介していますので、厚生労働省HPを参照してください。

\*「コントロール・バンディング」は、化学物質を取り扱う作業ごとに、「物質の有害性」「揮発性／飛散性」「取扱量」の3要素によって、リスクを4段階に区分できるツールです。ILO（国際労働機関）等の国際機関においても、活用が推奨され、我が国のリスクアセスメント手法としても採用されています。リスクアセスメントにも役立ててください。なお、3要素は、ドイツ方式では「短時間ばく露」「制御措置」を加えた5要素となります。

(労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0115-4a.pdf>

## ○ 関係法令

### ○ 労働安全衛生法（抜粋） （報告等）

第百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。

3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

### ○ 労働安全衛生規則（抜粋） （有害物ばく露作業報告）

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

## ○ お問い合わせ

最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお願いします。

所在地の案内、連絡先は、厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/index.html> で確認できます。

このパンフレットは厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/index.shtml>) から  
も参照いただけます。